

I 公民館関係法令及び施行通達

1 教育基本法

〔平成18年12月22日
法律第120号〕

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

目 次

前 文

第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附 則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和22年法律第25号）」を「教育基本法（平成18年法律第120号）」に改める。

一 社会教育法（昭和24年法律第207号）第1条

二 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第1条

三 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）第1条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第1条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）第1条

六 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第37条第1項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第16条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和22年法律第25号）第9条第2項」を「教育基本法（平成18年法律第120号）第15条第2項」に改める。

一 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第18条

二 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第17項

(参考) 改正前後の教育基本法の比較

(※下線部・枠囲いは主な変更箇所)

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>前 文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、<u>公共の精神を尊び</u>、<u>豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すとともに、伝統を継承し</u>、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の<u>未来を切り拓く</u>教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	<p>前 文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>
<p>第 1 章 教育の目的及び理念 (教育の目的)</p> <p>第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>(教育の目標)</p> <p>第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 <u>幅広い知識と教養</u>を身に付け、真理を求める態度を養い、<u>豊かな情操と道徳心</u>を培うとともに、<u>健やかな身体</u>を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、<u>その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う</u>とともに、<u>職業</u>及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、<u>男女の平等</u>、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、<u>公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度</u>を養うこと。</p> <p>四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度</u>を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>	<p>第2条（教育の方針） 教育の目的是、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>
<p>(生涯学習の理念)</p> <p>第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
(教育の機会均等) 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。	第3条 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。	(新設)
3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。	2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。
第2章 教育の実施に関する基本 (義務教育) 第5条 国民は、その保護する子に、 <u>別に法律で定めるところにより</u> 、普通教育を受けさせる義務を負う。	第4条 (義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。
2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを中心として行われるものとする。	(新設)
3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。	(新設)
4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。	2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。
(削除)	第5条 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
(学校教育) 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。	第6条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者的心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。	(新設)
「(教員) 第9条」として独立	2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。
(大学) 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	(新設)
(私立学校) 第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適切な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。	(新設)

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>(教員)</p> <p>第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、<u>絶えず研究と修養に励み</u>、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、<u>養成と研修の充実が図られなければならない</u>。</p>	<p>【再掲】第6条（略）</p> <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>
<p>(家庭教育)</p> <p>第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(幼児期の教育)</p> <p>第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>(社会教育)</p> <p>第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>	<p>第7条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。</p>
<p>(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)</p> <p>第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(政治教育)</p> <p>第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p> <p>(宗教教育)</p> <p>第15条 宗教に関する寛容の態度、<u>宗教に関する一般的な教養</u>及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>	<p>第8条 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p> <p>第9条 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>第3章 教育行政 (教育行政)</p> <p>第16条 教育は、不当な支配に服すことなく、 <u>この法律及び他の法律の定めるところにより行わるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</u></p>	<p>第10条（教育行政） 教育は、不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。</p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p>
<p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p>	(新設)
<p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p>	(新設)
<p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>	(新設)
<p>（教育振興基本計画）</p> <p>第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	(新設)
<p>第4章 法令の制定</p> <p>第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。</p>	<p>第11条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するため必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>

2 地方自治法（抄）

昭和22年4月17日 法律第67号
〔最近改正
平成16年6月18日 法律第112号〕

第10章 公の施設

(昭38法99・追加)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭38法99・追加、平15法81・一部改正)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必

要な指示をすことができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭38法99・追加、平3法24・平6法48・平11法87・平15法81・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭38法99・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

- 6 公の施設を利用する権利の関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をることができる。

(昭38法99・追加、平11法160・平15法81・一部改正)

3 社会教育法（抄）

昭和24年6月10日 法律第207号
〔最近改正〕
平成18年12月22日 法律第120号

第1章 総 則

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

(平13法106・一部改正)

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十五 情報の交換及び調査研究に関すること。

十六 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

(昭28法211・昭34法158・平11法87・平13法106・一部改正)

(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関するこ
と。

三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関するこ
と。

四 市町村の教育委員会との連絡に関するこ
と。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(昭28法211・昭36法166・昭42法120・平11法87・一部改正)

第5章 公民館

(昭26法17・旧第4章繰下)

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に
関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振
興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第34条の規定により設立する法人
(この章中以下「法人」という。) でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(昭34法158・一部改正)

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の
法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(昭28法211・平11法87・一部改正)

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務（「営利事業」とすべきものと思われる。）

に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(昭34法158・追加、平11法160・一部改正)

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(昭31法163・一部改正)

第25条及び第26条 削 除

(昭42法120)

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(昭34法158・一部改正)

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(昭34法158・平11法87・一部改正)

(公民館の職員の研修)

第29条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(昭34法158・追加)

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭34法158・平11法87・一部改正)

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(昭31法163・平11法87・平13法106・一部改正)

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(平11法87・一部改正)

第32条 削 除 (昭34法158)

(基 金)

第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(昭38年法99・一部改正)

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(昭31法163・一部改正)

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭34法158・全改)

第36条 削 除（昭34法158）

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

(昭38法99・平11法160・一部改正)

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いていた処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(昭31法163・平11法160・一部改正)

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(昭28法211・昭60法90・昭61法109・一部改正)

(罰 則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(昭28法211・昭60法90・昭61法109・一部改正)

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

4 社会教育法施行令（抄）

〔昭和24年7月22日 政令第280号
最近改正
平成12年6月7日 政令第308号〕

(公民館の施設、設備に要する経費の範囲)

第2条 法第35条第1項に規定する公民館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 公民館に備え付ける図書及び社会教育のための器材器具の購入に要する経費
(昭34政157・全改、昭59政229・旧第2条繰下、平2政195・旧第3条繰上)

(公民館に対する都道府県補助についての報告)

第3条 都道府県が法第37条に規定する補助をする場合には、文部科学大臣は、同条の規定により、当該都道府県の教育委員会に対して、次に掲げる事項について報告を求めることができる。

- 一 公民館の設置運営の概況
- 二 公民館運営費補助額の明細
- 三 公民館運営費補助に関する都道府県の条例又は補助の方法
(昭34政157・旧第4条繰上・一部改正、昭59政229・旧第3条繰下、平2政195・旧第4条繰上、平12政308・一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

〔昭和31年6月30日 法律第162号
最近改正
平成12年6月9日 法律第91号〕

第4章 教育機関

第1節 通 則

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第31条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第35条 第31条第1項又は第2項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあっては、学長を経由するものとする。

6 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達〕

このたび、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）が第31回国会（通常会）において成立し、4月30日公布、既実施行されました。また、この法律の制定に伴い、社会教育法施行令等の一部を改正する政令等が同日付で、それぞれ公布、施行されました。

改正法令の意図する社会教育の充実振興を図るために、国、都道府県、市町村の関係諸機関が改正法令を適正に運用することが必要であると考えます。

については、下記事項に留意の上、社会教育の充実、振興を図るため格段の努力を払われるようお願いします。

なお、管下各市町村の教育委員会その他関係方面に対して、すみやかにこのことの周知徹底を図られるとともに、御指導下さるようお願いします。

記

1 社会教育主事及び社会教育主事補に関する事項（略）

2 社会教育関係団体に対する補助に関する事項（略）

3 公民館に関する事項

公民館活動の一層の充実、振興とその運営の適正を図るため、公民館の設置及び運営の基準が設定されることとなり、また公民館主事の職務及び分館設置の根拠が法で明示されるとともに2以上の公民館に共通の公民館運営審議会を置くことが認められた。

公民館の基準では、その設置及び運営上必要な施設、設備及び人員配置等が定められるが、公民館の設置者がこの基準に従って公民館を設置し運営するよう、都道府県の教育委員会は積極的にその指導、助言、援助にあたられたい。また、公民館の主事については、その重要性にかんがみ、法において職務を明確にすることとされたのであり、管下市町村にその地位の確立、待遇の改善等を図るように特に指導されたい。

なお、公民館の職員の研修については、一の(4)と同様に任命権者のほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会もこれを行うこととされたので、貴委員会においても、その実施に努力されたい。

4 その他の事項（略）

7 社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号〕

〔各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

このたび、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行に伴い、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）、図書館法施行令（昭和34年政令第158号）、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（昭和34年文部省令第13号）並びに「社会教育に関する職及び教育に関する職の指定」（昭和34年文部省告示第53号）が公布、施行になりました。

これらの改正法令につきては、文部事務次官より（昭和34年4月30日文社社第283号）で通達されました。なお細部につきましては、下記事項に留意の上管下各市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに、適切に指導されるようお願いします。

記

1 社会教育主事について（略）

2 補助金の対象となる社会教育関係団体の事業について（略）

3 委員の報酬について

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員に報酬を支給することとする改正に伴い、地方公共団体においては、地方自治法第203条第3項の規定により、すみやかに条例で、その報酬の額および支給方法を定めるとともに、所要の財源措置等必要な措置を講じなければならないが、その際、社会教育委員等の職務の重要性について充分に配慮するとともに、地方公共団体の他の諮問機関の委員等と均衡を失しないように留意すること。

なお、社会教育委員の報酬支給に伴う財源措置は、地方交付税において措置することにしている。

4 公民館の主事及び運営審議会について

(1) 公民館の主事は専任職員として任命することが望ましいが、当分の間は、実情に応じて社会教育主事等に兼任させる等の方法により、公民館の事業の積極的な振興をはかるよう措置されたい。

(2) 法第27条に新たに公民館の主事の職務を明記し、その地位の確立と待遇の向上を図ることとなつたので、市町村においては、定数条例、給与規則等に公民館主事を明確にすること。

(3) 同一市町村の公民館における公民館運営審議会委員の重複を避け、市町村内の公民館の有機的連繋と能率的運営を図るため、市町村が2以上の公民館を設置する場合には、条例で定めるところにより、その2以上の公民館に共通の公民館運営審議会を置き、それぞれの公民館の館長の諮問に応ずるものとすることが認められた。

これによって公民館活動の能率的運営が期待されるのであるが、その実施に当つては実情に即した運用を図るようにされたい。

5 公民館、図書館及び博物館の補助について

公民館、図書館及び博物館の補助の補助対象経費の範囲は、社会教育法施行令及び博物館法施行令において、従前の補助金等の臨時特例等に関する法律施行令第2条及び第3条の規定とほぼ同様の内容が規定されているが、従前、施設の新築にあたって認められことになっていた施設費補助は、今

後、施設の建築にあたって補助することができるよう改められた。

8 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

平成2年6月29日 法律第71号
〔最近改正〕
平成14年3月31日 法律第15号

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(平成11法160・一部改正)

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
 - 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
 - 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
 - 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第4条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第1項に規

定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下も同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（平成11法160・一部改正）

（地域生涯学習振興基本構想）

第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項
 - 二 前項に規定する地区の区域に関する事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われるべき生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
 - 五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要な事項
- 3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。
- 5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。
- 一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。
 - 二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。
 - 三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合すること。
- 6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては前条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聞くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。
- 7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 第3項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更

を除く。)について準用する。

(平11法87・平11法160・一部改正)

(判断基準)

第6条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
 - 二 前条第1項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
 - 五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては第4条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、判断基準の変更について準用する。

(平11法87・平11法160・一部改正)

第7条 削除(平11法87)

(基本構想の実施等)

- 第8条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。
- 2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 5 前3項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(平11法87・平11法160・一部改正)

第9条 削除(平14法15)

(都道府県生涯学習審議会)

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に關し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は

知事に建議することができる。

4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(平11法102・旧第11条繰上)

(市町村の連携協力体制)

第11条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(平11法102・旧第12条繰上)

9 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について

○学校法教育法施行規則（抄）

[昭和22年5月23日 文部省令第11号
最近改正
平成16年3月31日 文部科学省令第22号]

第63条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものと除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(平10文令3・全改、平12文令53・一部改正)

○学校教育法施行規則第63条の4の規定により、別に定めることとされた学修について定める件

[平成10年3月27日 文部省告示第41号
最近改正
平成12年12月11日 文部省告示第181号]

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「省令」という。）第63条の4の規定に基づき、次のように定め、平成10年4月1日から施行する。

なお、学校教育法施行規則第63条の4の規定により、別に定めることとされた学修について定める件（平成5年文部省告示第24号）及び学校教育法施行規則第63条の5の規定により、知識及び技能に関する審査で別に定めることとされたものについて定める件（平成5年文部省告示第25号）は廃止する。

1 省令第63条の4第一号の別に定める学修は、次に掲げる学修（第四号に掲げる学修にあっては、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。）とする。

一 大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修

- 二 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修
 - 三 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修
 - 四 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修
- 2 省令第63条の4 第二号の知識及び技能に関する審査で別に定めるものは、次に掲げる審査とする。
- 一 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）により文部科学大臣が認定した技能審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上おこなわれるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。
- 3 省令第63条の4 第三号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。
- 一 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動
 - 二 スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの

10 社会教育法の一部を改正する法律について（抄）

〔平成13年7月11日 13文科生第279号
各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事等あて 文部科学事務次官通知〕

先の第151回国会において「社会教育法の一部を改正する法律」が成立し、別添のとおり、平成13年7月11日付けをもって、法律第106号として公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、家庭教育の向上のため、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等を教育委員会の事務として規定するとともに、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱できるようにするものであります。また、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を促進するため、様々な体験活動の機会の提供等を教育委員会の事務として規定するとともに、社会教育行政の活性化を図るため、社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和する等、所要の改正を行なうものであります。

その概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれでは、域内の市町村教育委員会、市町村長等に対しても、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いいたします。

なお、今回の改正事項に係る社会教育主事の実務経験に関する告示の制定については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、予め御承知おき下さい。

記

1 家庭教育に関する学習機会の充実等（第5条第七号関係）

(1) 改正内容の概要

家庭教育に関する学習機会の充実を図るため、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」を教育委員会の事務として規定したこと。

(2) 基本的な留意点

① 今回の改正の趣旨は、家庭教育の向上を図るため、教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら講座や集会を開催すること、及び民間の社会教育団体等が開催する講座や集会を奨励することを教育委員会の事務として規定するものであること。

② 「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催」については、各教育委員会において、従前より、家庭教育学級・講座の開設などにより取り組まれてきたところであるが、今後、就学時健康診断や乳幼児健康診断のほか、学校説明会や学校への体験入学、PTAの会合など、できる限り多くの親が集まる機会に講座等を開設することや、企業等の職場内で講座を開設することなど、参加者の学習要求や地域の実情に応じた多様な学習機会がより多く提供されるよう、一層の充実を図ること。

③ PTAや子育てサークル等が行う家庭教育に関する学習機会の提供について、公民館等の社会教育施設や学校施設の利用に当たって便宜を図ること、指導者の養成を図ること、日頃から情報交換を密に行うことなどにより、これらの団体等が実施する家庭教育の講座や集会の奨励に努めること。

④ 各教育委員会における家庭教育に関する学習機会の提供に当たっては、事業の円滑な実施が図られるよう、学校、母子保健部局、PTAをはじめとする関係機関・団体等との連携協力に努めるとともに、乳幼児を持つ親や仕事を持つ親なども参加しやすいものとなるよう、託児への対応や講座等の実施日・時間帯などに配慮すること。

2 ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実（第5条第十二号関係）

(1) 改正内容の概要

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、「青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関するこ」を教育委員会の事務をして規定したこと。

(2) 基本的な留意点

① 今回の改正の趣旨は、教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら体験活動の機会を提供する事業を実施すること、及び民間の社会教育団体等が実施する事業を奨励することを教育委員会の

事務として規定するものであること。

- ② 併せて学校教育法を改正し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、児童生徒の「体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」とともに、「社会教育団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としており、これは、学校教育と社会教育とがあいまって体験活動を促進していく趣旨であること。
- ③ 体験活動の実施に当たってのその他の留意点については、別途通知する予定であること。

3 社会教育主事の資格要件の緩和（第9条の4関係）（略）

4 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱範囲の拡大（第15条第1項及び第30条第1項関係）

（1）改正内容の概要

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を委嘱できるようにしたこと。

（2）基本的な留意点

① 今回の改正の趣旨は、従来の「学校教育及び社会教育の関係者」及び「学識経験のある者」に加えて、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を、社会教育委員や公民館運営審議会の委員に委嘱できることにより、家庭教育の向上のための施策の一層の充実を図るものであること。

② 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、例えば、以下のような者を指すものであること。

ア 子育てサークル（子育て中の親が任意に集まり、親子のふれあいや仲間づくり等を目的に活動を行うサークル）のリーダー

イ 子育てサポーター等、自らの子育て経験を活かすことなどにより、家庭教育に関する悩みや不安を抱く親からの相談に対応したり、情報提供を行う者

ウ 家庭教育に関する相談員や児童福祉司等、子育てに関する親からの相談に対応している者

③ 各教育委員会においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に委嘱し、これらの者の意見を積極的に家庭教育の向上のための諸施策に反映させよう努めること。そのためにも、社会教育委員の会議等を活性化し、各種審議、提言活動、調査研究等をこれまで以上に積極的に行っていくよう努めること。

5 国及び地方公共団体の任務に関する規定の改正（第3条第2項関係）（略）

11 公民館の設置及び運営に関する基準

[平成15年6月6日 文部科学省告示第112号]

社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準（昭和34年文部省告示第98号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（対象区域）

第2条 公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

（地域の学習拠点としての機能の発揮）

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

（奉仕活動・体験活動の推進）

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第6条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

（地域の実情を踏まえた運営）

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものと

する。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方
法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職 員)

第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努
めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門
的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に
努めるものとする。

(施設及び設備)

第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるもの
とする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設
備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況
について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対
して公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

12 「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示について

平成15年6月6日 15文科生第343号

〔 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知 〕

このたび、別添のとおり、平成15年6月6日付けをもって、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23
条の2に基づく、「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部科学省告示第112号）が告示され、同日か
ら施行されました。

本告示は、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、②多様化、高度化する
学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応などを踏まえ、従来の「公民館の設置
及び運営に関する基準」（昭和34年12月28日文部省告示第98号）の全部を改正したものです。

貴教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会及び各公民館に対して本基準について周知を図
るとともに、別紙の各事項に十分御留意の上、適切な指導をお願いします。

「公民館の設置及び運営に関する基準」について

1 第1条関係（趣 旨）

- (1) この基準は、社会教育法第23条の2に基づき、公民館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上必要な基準として定めたものであり、公民館及びその設置者は、この基準に基づき、それぞれの公民館の水準の維持、向上に努めるものとすること。
- (2) 都道府県教育委員会においては、この基準を踏まえ、公民館を設置する市町村への適切な指導、助言等に努められたいこと。

2 第2条関係（対象区域）

- (1) 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、地域の諸条件を勘案し、事業の主たる対象となる区域を定めるものとすること。
- (2) 学習ニーズの多様化、高度化や生活圏の広域化に伴い、地域の実情に応じて、対象区域にこだわらない広域的、体系的な学習サービスの一層の充実についても期待されること。
- (3) 市町村合併などに際し、公民館の配置が見直されるような場合には、地域住民の利用上の便宜を損うなど、公民館活動の進展が妨げられることのないよう十分に留意願いたいこと。

3 第3条関係（地域の学習拠点としての機能の発揮）

- (1) 公民館は地域の学習拠点として、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応できるよう、幅広い関係機関等と共に事業を実施することなどにより、多様な学習機会の提供に努めるものとすること。
- (2) 地域住民の学習活動に資するよう、インターネットを通じた情報提供、衛星通信を活用した大学の公開講座や子どもたちへの体験活動に関する情報の収集・提供などにより、幅広い学習情報の提供に努めるものとすること。
- (3) 地域の実情に応じて、教育・学習活動のネットワークの拠点となるよう、地域の様々な機関、団体間の連絡・調整の役割などについても期待されること。

4 第4条関係（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）

平成13年7月の社会教育法の一部改正により、教育委員会の事務として家庭教育に関する学習機会の提供等が法律に明記され、各地方公共団体における取組みの一層の充実が求められていることから、地域の実情に応じて、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、託児室の整備等による託児サービスの充実、子育て支援ボランティアや地域の指導者の情報の収集・提供、子育てグループやそのネットワーク等の育成やこれらのグループ等に対する配慮などにより、家庭教育への支援の充実に努めるものとすること。

5 第5条関係（奉仕活動・体験活動の推進）

平成13年7月の社会教育法の一部改正により、教育委員会の事務として青少年への社会奉仕体験活動・自然体験活動等の機会の提供などが明記され、各地方公共団体における取組みの一層の充実が求

められていることから、地域の実情に応じて、公民館においても青少年の体験活動事業、ボランティアの養成研修、セミナーの開催、ボランティアコーディネーターによる情報の収集・提供などにより、奉仕活動・体験活動に関する学習機会や学習情報の提供の充実に努めるものとすること。

6 第6条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）

- (1) 平成13年7月の社会教育法の一部改正により、地方公共団体が任務を遂行するに当たっては、学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要な配慮が求められていることから、公民館においても、事業を実施するに当たっては、関係機関・団体との緊密な連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとすること。
- (2) 地域住民の多様な学習ニーズに適切に対処するため、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、情報の収集・提供、事業の共同施設などにより、必要な協力及び支援に努めるものとすること。
- (3) 事業を実施するに当たっては、参加体験型事業の実施、大活字本や点字の資料の活用、託児サービスの充実などにより、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加が促進されるよう努めるものとすること。
- (4) 事業を実施するに当たっては、講師、ボランティア等としての受け入れなどにより、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとすること。

7 第7条関係（地域の実情を踏まえた運営）

- (1) 公民館の設置者は、地域の実情に応じて、公民館運営審議会を十分に活用することなどにより、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営に努めるものとすること。
- (2) その際、人々の生活様式の多様化に対応し、例えば、各公民館ごとに異なった曜日を休館日としたり、夜間開館により昼間は利用できない人の利用や、夜間の事業準備などについて配慮するなど、それぞれの地域の実情を踏まえた開館日及び開館時間の設定の工夫を行い、地域住民の便宜を最大限に図るよう努めるものとすること。

8 第8条関係（職員）

- (1) 公民館には、館長を置くほか、その規模及び活動状況に応じて、求められる役割を十分に果たすことができるよう、適正な数の公民館主事その他必要な職員を置くよう努めるものとすること。
- (2) 館長及び公民館主事については、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズ等に的確に応えるため、社会教育に関する識見と経験を有し、事業に関する専門的な知識及び技術を有するものをもって充てるよう努めるものとすること。
- (3) 公民館の設置者は、職員の資質及び能力の向上を図るため、国際化、情報化等の進展など現代的課題への対応に配慮しつつ、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとすること。
また、職員自らも、公民館の運営上支障がない限り、種々の研修機会を積極的に利用することなどにより、専門性のある職員としての資質及び能力の向上を図ることが期待されること。

9 第9条関係（施設及び設備）

- (1) 公民館は、地域の実情に応じ、例えば、多目的に利用できるオープンスペース等を整備するなど、必要な施設及び設備を備えるものとすること。

(2) 施設及び設備の整備に当たっては、地域の実情に応じて、例えば、パソコンや視聴覚機器の整備、スロープや車椅子用トイレの整備、託児室の整備を図るなど、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとすること。

10 第10条関係（事業の自己評価等）

- (1) 公民館は、事業の水準の向上を図り、公民館の目的を達成することができるよう、日頃の運営方法の工夫、改善に努めるとともに、事業の成果等について自己点検・自己評価を行い、その結果を地域の住民に公表するよう努めるものとすること。
- (2) その際、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、公民館運営審議会を十分に活用することが望ましいこと。なお、必要に応じて、外部評価を導入することについての検討も期待されること。

11 その他

- (1) 公民館やその分館の設置に当たっては、地域住民の利用上の便宜等の観点から、地域の実情に応じて、学校の余裕教室や民間施設などを活用することについても考えられること。
- (2) 「公民館」の呼称については、必要に応じて、利用者である地域住民に親しまれるような呼称を付けることについても考えられること。

（参考）公民館の設置及び運営に関する基準

[昭和34年12月28日 文部省告示第98号]

（趣旨）

第1条 この規程に定める基準は、公民館を設置し、及び運営するのに必要な基準を示すものであるから、公民館の設置者は、この基準に従い、公民館の水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

（対象区域）

第2条 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、当該市町村の小学校又は中学校の通学区域（児童又は生徒の就学すべき学校の指定の基準とされている区域をいう。）人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）を定めるものとする。

（施設）

第3条 公民館の建物の面積は、330平方メートル以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、230平方メートルを下らないものとする。

2 公民館には、少くとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 会議及び集会に必要な施設（講堂又は会議室等）
- 二 資料の保管及びその利用に必要な施設（図書館、児童室又は展示室等）
- 三 学習に必要な施設（講義室又は実験・実習室等）

四 事務管理に必要な施設（事務室、宿直室又は倉庫等）

3 公民館には、前2項に規定するもののほか、体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるよう努めるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるように努めるものとする。

(設 備)

第4条 公民館には、その事業に応じ、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。

一 机、椅子、黒板及びその他の教具

二 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像機、幻灯機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具

三 ピアノ又はオルガン及びその他の楽器

四 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具

五 実験・実習に関する器材器具

六 体育及びレクリエーションに関する器材器具

(職 員)

第5条 公民館には、館長及び主事を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事の数を増加するよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事は、社会教育に関し識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもつて充てるよう努めるものとする。

(他の施設等との連絡協力)

第6条 公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関及び社会教育関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力と援助を与えるよう努めるものとする。

(連絡等にあたる公民館)

第7条 2以上の公民館を設置する市町村は、その設置する公民館のうち、1の公民館を定めて、当該公民館の事業のほか、市町村の全地域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業、その他個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施させることができる。

2 前項に規定する公民館の講堂以外の建物の面積は、330平方メートル以上とするよう努めるものとする。

3 第1項に規定する公民館は、第4条に規定する設備のほか、当該公民館の館外活動及び第1項の事業の実施に必要な自動車その他の設備を備えるものとする。

(公民館運営審議会)

第8条 市町村は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項ただし書の規定により、2以上の公民館について1の公民館運営審議会をおくときは、これを前条に規定する公民館に置くようにするものとする。

(分 館)

第9条 公民館の事業の円滑な実施を図るため、必要がある場合には、公民館に分館を設け、当該公民館の対象区域内における第2条の条件又は当該公民館の事業の内容に応じて分館の事業を定めるものとする。

(参考)「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について

昭和35年2月4日 文社施第54号
〔各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

さきに告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和34年文部省告示第98号)は1月20日付で送付いたしましたが、この基準の取扱にあたっては別紙の各事項を十分留意の上、周知徹底をはかり、基準施行に遺憾のないよう適切な指導をお願いします。

別 紙

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について

1 趣 旨

この基準は、現段階において公民館の事業の達成と遂行上少なくとも必要とする内容を示したもので理想的水準を規定したものではない。したがつて設置者はその設置する公民館の内容が、この基準に達するように計画を立てて、その実現に努めることはもとより、すんで水準の向上を図るように努められたい。

なお、都道府県の教育委員会は、この基準に基いて都道府県の実情に適した基準を設置し、適切な指導援助を行うなど具体的で有効な措置を講ぜられたい。

2 公民館の対象区域

(1) 公民館は市町村その他一定区域内の住民に対してその事業のしん透を図らなければならない。そのためには、基準に示したもののはか集落の形態、生活様式、産業構造などの諸条件を十分考慮して事業の主たる対象となる区域を定め住民の利用度を高めるとともにその便宜を図る必要がある。

公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的にいえば、市にあっては中学校の通学区域、町村にあっては小学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われる。しかし市にあっても農村地帯などについては小学校の通学区域とし、市街地などについては人口密度ないし利用者数に応じて中学校の通学区域より狭い区域とするなど他の諸条件をも勘案し実情に即して定めることが望ましい。

なお、今までの公民館活動の実績によれば、公民館を中心として対象区域の面積が16平方キロメートル以内の場合に利用上の効率が最も高くなっている。

(2) 新市町村建設などに当り、公民館の統廃合が行われる場合には、住民の利用上の便宜をそこない公民館活動の進展を妨げるような統廃合を行わないよう十分に留意されたい。

3 公民館の施設

(1) 設置者は、公民館の事業および住民の要望に応じて専ら公民館の用に供する施設を整備することが必要である。しかし、他の施設を転用する場合には必要な増改築、補修等を行い、公民館の活動に適応するようにされたい。

(2) 公民館の施設の内容は、各種の教育活動のできるもので、少なくとも基準に示されているような

ものでなければならない。

なお、基準第3条第2項各号の括弧内はいずれも代表的な施設の例示であって、例えば「講堂または会議室」は、講堂または会議室のいずれか一つがあればよいことを意味したものではない。

- (3) 「資料の保管およびその利用に必要な施設」とは、図書館、展示室、資料室等を意味し、図書、雑誌を閲覧に供し、図表、絵画、実物、模型、標本等を展示し、保管する施設をいう。

「児童室」とは、主として児童向の資料を整備して児童の利用に供するものをいう。

「学習に必要な施設」とは、青年学級、婦人学級、各種の定期講座等の開設とこれに伴う実験実習に必要な施設をいう。

- (4) 公民館の事業の遂行上最低必要とみなされる専用の建物の面積は330平方メートル以上であるが、利用者の増大等に応じて面積を拡大することが望ましい。

なお、この最低の面積によって基準に示されている必要な施設を備えようとする場合には例えば廊下を展示場とし、図書室と児童室を兼ねさせ、講堂を間仕切りすることによって講義室として使えるようにするなど設計に十分工夫されたい。

また、講堂の面積については地域の人口数を対象として定めることが適當と認められるが、近くに学校の講堂、公会堂、体育館等の施設がある場合にはそれらの利用状況、設備状況などを勘案して、その面積を定めるようにされたい。

- (5) 公民館は上記の施設のほか、体育及びレクリエーションの用に供する広場とその他実験実習に必要な農場、農園等の野外施設を備えるかまたは借用等によって利用できるように配慮されたい。

4 公民館の設備

- (1) 公民館は各種の必要な施設を備えるとともに、基準に例示されている設備を充実するように努めなければならない。ただし、実験実習に関する器材器具、体育及びレクリエーションに関する器材器具その他の設備及び、各種の設備の数量については、地域の実情、公民館の施設の内容ならびに公民館の事業に応じて充実をはかることが必要である。

- (2) 基準第4条四号のうち「その他の資料」とは、郷土資料、実物、模型、参考品等をいう。

5 連絡等にあたる公民館

市町村内に公民館が2以上ありその何れもが市町村の一定区域を対象とする場合には、そのうちの1に、その公民館の事業に加えて展覧会、講演会その他市町村の全地域におよぶ規模の大きな事業、色刷ポスターあるいは教材映画の製作など特殊な設備と技術を要し、個々の公民館で処理することが不適當と認められる事業その他公民館の事業の実施に関し相互の連絡調整を必要とする事項について主としてその処理に当らせ、市町村における公民館活動の充実と効果の増大に努められたい。

なお、連絡調整にあたる公民館が上記の事業に応ずるためにはその施設ならびに設備についておよそ次のような配慮が必要である。

- (イ) 建物の面積は講堂を除いて330平方メートル以上とし、講堂については、市町村の学校の講堂、公会堂、体育館など利用可能な施設の状況を勘案し市町村全体の人口数に応じた規模のものを設けること。

- (ロ) 設備は、基準第4条に示すもののほか、図書、資料、視聴覚教材、搬出できる各種の実験実習用具等各公民館において共通に利用できるもの、または運搬、連絡に用いられる自動車、その他個々の公民館の特性を損うことなくその各々に設置することが適當でないと思われるものを整備すること。

6 公民館運営審議会

市町村が社会教育法第29条第1項ただし書の規定により共通の公民館運営審議会を置く場合には、条例で共通の公民館運営審議会を置く公民館名、公民館運営審議会を共有する公民館名等を定めるものとする。また、審議事項については、公民館運営審議会を共有する公民館の問題が平等に扱われるよう留意するとともに住民の意志が十分反映されるようその運営はもとより、委員の選出、任命に慎重な考慮を払うようにされたい。

7 分 館

- (1) 公民館の対象区域が広範囲にわたる場合等には、分館を設けるようにされたい。ここにいう「分館」とは、条例等で市町村立の公民館の分館として定め市町村によって維持管理されるものを意味する。
- (2) 分館の施設は、公民館の対象区域の状況と本館の事業との関係に応じてその面積と施設の内容を定めることが望ましい。

なお、今までの実績によれば、すぐれた成果をあげている公民館には、いくつかの分館を設置しているものが多く、公民館までの距離が2キロメートルに満たない場合でも分館の設置によって利用上の効率を増大している事例が数多くみられる。

- (3) 部落、町内等対象区域内に設けられた公民館類似施設の取扱については、なるべく市町村立とするよう努めることが望ましい。ただし、このことは公民館類似施設を排除することを意味するものではない。したがつて、公民館は公民館類似施設に対し、その運営について必要な協力と援助を与える、対象区域内の公民館活動の普及徹底を図るとともに住民の利便に寄与するようとくに配慮されたい。

8 職 員

公民館の施設、設備を有効に運用して公民館活動の成果を挙げるには専任の館長、専任の主事、その他専任の事務職員、技術職員等の職員を充実することが必要であるがとくに次の事項について留意されたい。

- (1) 館長、主事は公民館運営の中心となる職員であるから、その採用に当つては、慎重を期することはもとより、公民館の事業についての専門的知識、技術、経験を有する等必要な資質を備えた者の中から任用するよう努めること。
- (2) 都道府県の教育委員会は館長、主事について十分研修できる機会を作り、市町村はこれに参加させるなど便宜を供与するよう努めること。

9 その他

以上のほか次の諸点について留意されたい。

- (1) 公民館の呼称
公民館の呼称は異なる内容のものをも同一の呼称を用いているなど様々で、調査等に不便なことが多いので今後は、なるべく次のようなものを用いること。
(イ) 市町村の全地域を対象区域とする公民館の場合
○○市（市立）公民館
または

○○市（市立）中央公民館

- (ロ) 一定区域を対象区域とする公民館の場合

○○市（市立） ○ ○公民館

(地区名)

ただし、基準第7条の公民館は(イ)の呼称を用いてもさしつかえない。

- (ハ) 分館の場合

(イ)の公民館に所属する場合

○○市（市立）公民館○○分館

または

○○市（市立）中央公民館○○分館

(ロ)の公民館に所属する場合

○○市（市立） ○ ○公民館○○分館

(地区名)

なお、従来の支館、分室等の名称はなるべく避けるようにされたい。

- (2) 報 告（略）

- (3) 運 営

公民館の運営については、次のことに留意してその利用上の効率を増大するよう努めなければならない。

- (イ) 公民館の事業は教育委員会の教育計画を考慮するとともに公民館運営審議会の活用をはかり、できるだけ重点的、計画的に実施すること。
- (ロ) 事業の実施にあたっては、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員、その他地域内の学識経験者、団体役員等ひろく住民の協力によるよう努めること。
- (ハ) 同一市町村にある公民館はもとより、他の市町村の公民館も相互に緊密な連絡を保ち、施設、設備、教材を効果的に利用するよう努めるほか、図書館、博物館、学校等との連携を強化して職員の協力、資料の提供を受けるとともにすすんでそれらの館外活動、校外活動に協力するなど公民館活動の充実を図るよう努めること。